

社会福祉法人百合砂 一般事業主行動計画（第4回）

従業員が妊娠・出産し、育児休業を取得した後も、仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和1年6月1日から令和4年5月31日までの3年間

- 2 内 容
 - 目標1 妊娠中や産前産後休業・育児休業の制度について、従業員への周知を図り、利用を推進する。また、産休に入るまでの間、安心して働ける職場環境を整える。
 - 対 策 令和1年6月～ 妊娠中の労働や産前産後の休業、改正後の育児休業規則、育児休業給付金、社会保険料の免除、出産・育児に関する制度について従業員への周知を図り、安心して出産、育児ができる体制を整えるとともに、妊娠初期から産休に入るまでの妊婦に対する職場での配慮についての内規の周知を図る。また、育児休業制度の改正（平成29年9月15日受付分）内容について改めて管理職対象の研修を実施する。

 - 目標2 育児休業を取得した従業員が、職場復帰しやすい環境を整備するため、子育て中の制度について周知を図り、利用を推進する。
 - 対 策 令和1年6月～ 所定労働時間の短縮措置や、時間外労働の制限、看護休暇等、子育て中の制度について周知を図り、仕事と育児の両立ができるようにする。また、業務内容や勤務時間について個別面談を行い、より働きやすい環境を整える。